

防大情グ第717号（29.10.17）別冊第2

グローバルセキュリティ研究叢書
(Global Security Study Series)

寄稿要領

平成29年9月8日

叢書編集委員会

1 目的

この寄稿要領は、グローバルセキュリティ研究叢書（防大グ第1196号（29.7.24）「防衛大学校におけるグローバルセキュリティ研究又は共同研究に係る叢書の編集及び発行について（通達）」第2項第2号に規定するものをいう。以下「研究叢書」という。）への寄稿に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 原稿区分

研究叢書は、防衛大学校におけるグローバルセキュリティに係る研究成果のうち、国家・国民または国際社会の安全や安心に係る論文等を和文又は英文により収録するものであり、その原稿区分は次の各号のとおりとする。

- (1) 論文 独創性が認められる学術的研究
- (2) 研究ノート 挑戦的萌芽研究など

3 寄稿資格

研究叢書に寄稿することができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 防衛大学校の現職の教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師（以下「教官」という。）
- (2) 防衛大学校名誉教授
- (3) 防衛大学校の研究科後期課程学生、客員研究員及び共同研究員
- (4) 防衛大学校を転出または退職後2年以内に、在職中のグローバルセキュリティセンターの研究プロジェクトに関連して研究成果を発表しようとする防衛大学校の元教官、元研究科学生、元客員研究員及び元共同研究員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、叢書編集委員会が適当と認めた者

4 原稿の作成

別に定める執筆要領による。

5 原稿の提出

原稿の提出は、次の各号に従い行う。

(1) 提出

原稿は、電子データによる正原稿のほか、図、表、写真など、すべてを含めてコピー1部を作成し、叢書編集委員会に送付する。

なお、提出された原稿は、採否にかかわらず原則として返却しない。返却を希望する場合は、原稿提出の際に、あらかじめ叢書編集委員会に申し出る。

(2) 締切

研究叢書は隨時発行であり、締切日は設けない。

(3) 提出先

叢書編集委員会（防衛大学校総合情報図書館グローバルセキュリティセンター企画・発信部門長）

6 寄稿から掲載までの過程

寄稿された論文等は、叢書編集委員会が選定した審査員による審査結果を踏まえて、叢書編集委員会が採用の可否を決定する。

7 審査事項

前項の審査は、次の各号により行う。

- (1) 研究叢書に掲載する論文等としての主題の妥当性
- (2) グローバルセキュリティ及びその関連分野への貢献度と独創性
- (3) 未発表であること
- (4) 論理展開の明確さ、妥当性
- (5) 内容の完成度と全体構成の適切さ
- (6) 文章・表現の適切さ
- (7) 参照文献の妥当性、引用の適切さ
- (8) 執筆要領の遵守

8 採否区分

寄稿原稿の採用の可否は、次の各号のいずれかにより決定する。

- (1) 採用 無修正で掲載可能なもの
- (2) 条件付き採用 指摘された部分を修正・補筆すれば掲載可能なもの
- (3) 再査読 内容に関わる修正・補筆の必要があり、再査読後の再審査の判断によって掲載の可否を判断する必要があるもの
- (4) 不採用 掲載が不適当と判断されるもの

9 校 正

著者による校正は、初校のみとする。

なお、校正段階での加筆又は修正は認めない。

10 著作権

寄稿された原稿の著作権は、著者に帰属するが、複製権及び公衆送信権については、防衛大学校に帰属するものとする。

研究叢書での公開あるいは利用によって生じた損害・不利益について、防衛大学校は一切の責任を負わない。

研究叢書に係る寄稿者の責務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学術情報等の内容は、寄稿者が責任を負うものとする。
- (2) 学術情報に関し係争が生じた場合、寄稿者が誠実に解決するものとする。
- (3) 著作権が複数の者に帰属する場合は、共著者からの利用許諾書（様式随意）を編集委員会に提出しなければならない。また、図版や写真を掲載するために著作権の取得が必要な場合は、寄稿者が手続きを行い、費用を負担する。

11 問い合わせ先

防衛大学校総合情報図書館グローバルセキュリティセンター

企画・発信部門長

Eメール : gs@nda.ac.jp